

鳥取市共創型交通モデル推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市共創型交通モデル推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、共創による新たな交通モデルの構築を目指した取組を推進する事業者に対し補助することにより、将来にわたり持続可能な地域交通の確保・活性化を図り、もって住民の福祉の向上や地域経済の活性化に資することを目的として交付する。

(補助事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、前条の目的の達成に資するため、交通を地域のくらしと一体として捉え、その維持・活性化を目的として複数の主体が連携して市内において行う交通サービスの実証運行（効果や課題の検証を行うための調査を含む。）とする。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれかを満たす者とする。

- (1) 鳥取市内の複数の交通事業者が参画する組織・団体であること。
- (2) 鳥取市内の交通事業者及び他分野の事業者が参画する組織・団体であること。

(補助金の交付)

第5条 本補助金は、別表の第1欄に掲げる経費の額に、別表の第2欄に定める補助率を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請書類に添付する書類)

第6条 規則第4条の補助金等交付申請書に添付すべき同条第1号に規定する書類は鳥取市共創型交通モデル推進事業費補助金事業計画（報告）書（様式第1号）とし、同条第2号に規定する書類は鳥取市共創型交通モデル推進事業費補助金収支予算（決算）書（様式第2号）とする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更にする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届の提出)

第8条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(概算払)

第9条 規則第11条ただし書の規定に基づき、本補助金は、概算払により交付するものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号に規定する書類は鳥取

市共創型交通モデル推進事業費補助金事業計画（報告）書（様式第1号）とし、同条第2号に規定する書類は鳥取市共創型交通モデル推進事業費補助金収支予算（決算）書（様式第2号）とする。

（財産の処分制限）

第11条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間）とする。

2 規則第16条第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
- (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか本補助金について必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月3日から施行する。

別表（第5条関係）

1 補助対象経費	2 補助率
補助事業の実施に必要となる次に掲げる経費のうち、国庫補助金及び県補助金充当分を除く経費。ただし、収益を得る事業の場合は補助対象経費から収益を差し引いて得た額の合計額とする。 ・人件費（システム構築、実証運行に従事する職員に限る。） ・システム開発費（実証運行に必要な範囲に限る。） ・車両購入費（実証運行に使用するものに限る。） ・役務費（通信運搬費、広告料等） ・使用料 ・委託費 ・印刷製本費 ・その他補助事業の実施に必要な経費	10/10

様式第1号（第6条、第10条関係）

鳥取市共創型交通モデル推進事業費補助金事業計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業の内容

事業の概要	事業の 実施場所	事業 開始 時期	完了 (予定) 年月日	備考

注1 本事業計画（報告）書には、必要に応じ、参考となる書類を添付すること。

様式第2号（第6条、第10条関係）

鳥取市共創型交通モデル推進事業費補助金収支予算（決算）書

1 収入の部

（単位：円）

項 目	予算（決算）額	備 考
市補助金		
自己資金		
その他		
計		

2 支出の部

（単位：円）

項 目	予算（決算）額	備 考
計		

注1 備考欄には、内訳、積算等を掲載すること。